

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月9日

【四半期会計期間】 第92期第1四半期(自2024年1月1日至2024年3月31日)

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 山下 信 典

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7723

【事務連絡者氏名】 企画本部 経理財務部長 藤 石 圭 助

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7723

【事務連絡者氏名】 企画本部 経理財務部長 藤 石 圭 助

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
藤田観光株式会社 箱根小涌園
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期 連結累計期間	第92期 第1四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年3月31日	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売上高 (百万円)	13,163	16,985	64,547
経常利益 (百万円)	54	2,177	7,081
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	653	1,669	8,114
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	847	1,921	9,143
純資産額 (百万円)	22,877	27,495	25,974
総資産額 (百万円)	95,205	96,317	93,496
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	54.50	131.10	677.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.0	28.5	27.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(その他事業)

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であったMYANMAR FUJITA KANKO LIMITEDは清算を結了したため、同社を連結の範囲から除外しています。

この結果、2024年3月31日現在では、当社グループは、当社、子会社25社、関連会社1社及びその他の関係会社1社で構成されることとなりました。

なお、当第1四半期連結会計期間から一部報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

日本政府観光局（JNTO）によると、2024年1月から3月の訪日外客数は前年同期間と比べて78%の増加となり、インバウンド需要が大幅に回復しました。また、国内市場においても、コロナ影響により行動制限下であった前年同期間と比べ観光需要が拡大しました。

当社グループでは、海外向けセールスの強化や商品力の向上等により国内外の高まる需要を捉え、宿泊部門におきまして当第1四半期連結累計期間の総宿泊者数が前年同期比で増加し、WHG事業を中心にADR（客室平均単価）が上昇しました。また、婚礼・宴会・料飲部門におきましても利用人員が増加しました。

これらの結果、当社グループ全体の売上高は前年同期比3,821百万円増収の16,985百万円、営業利益は前年同期比2,002百万円増益の2,056百万円、経常利益は前年同期比2,122百万円増益の2,177百万円となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、事業撤退にかかる特別損失の発生等により1,669百万円となりました。

業績の概要は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2024年第1四半期 連結累計期間	前年同期比
売上高	16,985	3,821
営業利益	2,056	2,002
経常利益	2,177	2,122
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,669	1,016

セグメント別の概況については以下のとおりです。

セグメント別売上高・営業利益

（単位：百万円）

	売上高		営業利益	
	実績	前年同期比	実績	前年同期比
WHG事業	10,229	2,855	1,901	1,615
ラグジュアリー&バンケット事業	4,045	327	48	84
リゾート事業	2,416	837	105	175
その他（調整額含む）	293	197	0	127
合計	16,985	3,821	2,056	2,002

- （注）1．調整額は、セグメント間取引消去および各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。
2．当連結会計年度より、組織変更に伴い、営業施設の属するセグメントを一部変更しております。このため、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント区分に組替えて比較しております。変更の内容については、「第4 経理の状況 1．四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「2．報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

WHG事業では、海外向けセールス強化や地方事業所へのインバウンド送客施策を継続実施しました。これにより当第1四半期連結累計期間のインバウンド宿泊者数が前年同期比で増加し、インバウンド比率も上昇しました。また、国内外の観光需要の取り込みを強化し、1室当たり平均宿泊人員が前年同期比で増加したこともあり、「新宿ワシントンホテル」および「ホテルグレイスリー新宿」など東京都内施設を中心にADRが大きく上昇しました。同事業全体では前年同期比で売上高は2,855百万円増収の10,229百万円、営業利益は1,615百万円増益の1,901百万円となりました。

ラグジュアリー&バンケット事業では、「ホテル椿山荘東京」において高付加価値商品の販売施策を継続し、各部門で利用単価が上昇したことに加え、利用人員も増加した結果、全部門で前年同期比増収となりました。婚礼部門では、施行件数、件当たり平均人数、件当たり単価すべてが前年同期から増加し、宴会部門では新年会や謝恩会などを好調に受客しました。同事業全体では前年同期比で売上高は327百万円増収の4,045百万円、営業利益は84百万円増益の48百万円となりました。

リゾート事業では、「箱根小涌園 天悠」で食事ランクアップなどの高付加価値商品の販売に引き続き力を入れたことにより、ADRが上昇しました。また、インバウンド集客などにより平日利用が増加し、稼働率が上昇しました。前年7月に開業した「箱根ホテル小涌園」では稼働率、ADRが前年に引き続き順調に推移しました。同事業全体では前年同期比で売上高は837百万円増収の2,416百万円、営業利益は175百万円増益の105百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産・負債の状況)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末比2,821百万円増加の96,317百万円となりました。現金及び預金が2,355百万円増加するなど流動資産が3,016百万円増加し、減価償却等により固定資産が195百万円減少しました。

負債は、借入の実行等により、前連結会計年度末比1,300百万円増加の68,821百万円となりました。

(純資産の状況)

純資産は、前連結会計年度末比1,521百万円増加の27,495百万円となりました。A種優先株式に係る配当金の支払いにより資本剰余金が400百万円減少した一方、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が1,669百万円増加しました。また、欠損填補を行ったことにより資本剰余金が3,726百万円減少し、利益剰余金が同額増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、記載を省略しております。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更は行っておりません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上および財務上の課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,000,000
A種優先株式	150
計	44,000,150

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年5月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,207,424	12,207,424	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
A種優先株式	100	100	非上場	単元株式数 1株 (注)
計	12,207,524	12,207,524	-	-

(注) A種優先株式の内容は以下の通りです。

1. A種優先株式に対する剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記1.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産の分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = $100,000,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n} / 365$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.04)^{x+y} / 365$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都文京区関口二丁目10番8号 藤田観光株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会に基づき別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

7. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

8. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社は、普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種優先株式は下記9.の通り当社株主総会における議決権がないため、A種優先株式については単元株式数は1株とする。

9. 議決権の有無及びその理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種優先株主は、上記3.記載の通り、株主総会において議決権を有しない。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年3月31日		普通株式 12,207,424 A種優先株式 100		100		25

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 100	-	「1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」の(注)株式の内容の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 222,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,947,000	119,470	-
単元未満株式	普通株式 38,124	-	-
発行済株式総数	12,207,524	-	-
総株主の議決権	-	119,470	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 藤田観光株	東京都文京区 関口二丁目 10番8号	222,300	-	222,300	1.82
計	-	222,300	-	222,300	1.82

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間の役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,705	16,061
受取手形及び売掛金	5,155	5,565
商品及び製品	58	54
仕掛品	31	9
原材料及び貯蔵品	432	329
その他	1,915	2,296
貸倒引当金	5	5
流動資産合計	21,293	24,310
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	37,930	37,463
工具、器具及び備品（純額）	2,754	2,733
土地	6,309	6,327
建設仮勘定	52	51
コース勘定	2,477	2,477
その他（純額）	826	826
有形固定資産合計	50,350	49,880
無形固定資産		
その他	602	569
無形固定資産合計	602	569
投資その他の資産		
投資有価証券	11,604	11,998
その他	9,753	9,563
貸倒引当金	107	4
投資その他の資産合計	21,250	21,557
固定資産合計	72,202	72,007
資産合計	93,496	96,317

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,132	933
短期借入金	9,387	7,628
1年内返済予定の長期借入金	10,923	11,427
未払法人税等	61	271
賞与引当金	216	585
固定資産撤去費用引当金	177	0
事業撤退損失引当金	199	565
その他	8,266	7,057
流動負債合計	30,365	28,469
固定負債		
長期借入金	19,710	23,100
役員退職慰労引当金	72	62
資産除去債務	918	967
退職給付に係る負債	6,352	6,098
会員預り金	9,498	9,496
その他	603	627
固定負債合計	37,156	40,352
負債合計	67,521	68,821
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	26,457	22,330
利益剰余金	2,906	2,490
自己株式	904	904
株主資本合計	22,746	24,016
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,430	3,688
繰延ヘッジ損益	12	3
為替換算調整勘定	357	369
退職給付に係る調整累計額	167	164
その他の包括利益累計額合計	3,227	3,479
純資産合計	25,974	27,495
負債純資産合計	93,496	96,317

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)
売上高	13,163	16,985
売上原価	12,376	14,078
売上総利益	786	2,906
販売費及び一般管理費	732	849
営業利益	53	2,056
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	-	1
為替差益	117	188
受取地家賃	17	19
その他	24	32
営業外収益合計	161	242
営業外費用		
支払利息	132	104
その他	28	17
営業外費用合計	160	121
経常利益	54	2,177
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	102
資産除去債務戻入益	-	27
固定資産売却益	605	-
関係会社株式売却益	21	-
助成金収入	1	1
その他	-	1
特別利益合計	627	131
特別損失		
事業撤退損失引当金繰入額	-	367
関係会社株式売却損	19	-
特別損失合計	19	367
税金等調整前四半期純利益	662	1,940
法人税等	11	271
四半期純利益	650	1,669
非支配株主に帰属する四半期純損失()	2	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	653	1,669

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
四半期純利益	650	1,669
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	181	257
繰延ヘッジ損益	21	9
為替換算調整勘定	44	12
退職給付に係る調整額	6	3
その他の包括利益合計	196	251
四半期包括利益	847	1,921
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	850	1,921
非支配株主に係る四半期包括利益	2	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間において、MYANMAR FUJITA KANKO LIMITEDは清算終了により、連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
<p>(税金費用の計算)</p> <p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。</p> <p>但し、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
<p>1 助成金収入</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、地方自治体より補助金や助成金等を受領し特別利益に計上しております。</p>	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産および長期前払費用に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費	859百万円	954百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年3月29日 定時株主総会	A種優先株式	600	4,000,000	2022年12月31日	2023年3月30日	資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年3月27日 定時株主総会	A種優先株式	400	4,000,000	2023年12月31日	2024年3月28日	資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、2024年3月27日開催の第91回定時株主総会決議により、その他資本剰余金3,726百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を実施しております。なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	WHG 事業	ラグジュア リー&パン ケット事業	リゾート 事業	計				
売上高								
宿泊	6,586	661	1,243	8,491	-	8,491	-	8,491
婚礼	-	1,276	-	1,276	-	1,276	-	1,276
宴会	-	662	-	662	-	662	-	662
料飲	-	730	-	730	-	730	-	730
日帰り・レジャー	-	-	289	289	-	289	-	289
その他	780	380	45	1,204	506	1,713	-	1,713
顧客との契約から生じる収益	7,367	3,711	1,577	12,656	506	13,163	-	13,163
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	7,367	3,711	1,577	12,656	506	13,163	-	13,163
セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	6	1	15	549	564	564	-
計	7,373	3,718	1,579	12,671	1,056	13,728	564	13,163
セグメント利益又は損失()	286	36	69	180	130	49	4	53

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない、清掃事業、不動産周辺事業、会員制事業等があります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	WHG 事業	ラグジュア リー&バン ケット事業	リゾート 事業	計				
売上高								
宿泊	9,352	719	1,968	12,040	-	12,040	-	12,040
婚礼	-	1,408	-	1,408	-	1,408	-	1,408
宴会	-	759	-	759	-	759	-	759
料飲	-	790	-	790	-	790	-	790
日帰り・レジャー	-	-	325	325	-	325	-	325
その他	869	358	121	1,348	312	1,661	-	1,661
顧客との契約から生じる収益	10,221	4,035	2,415	16,672	312	16,985	-	16,985
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	10,221	4,035	2,415	16,672	312	16,985	-	16,985
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	10	0	18	614	633	633	-
計	10,229	4,045	2,416	16,691	927	17,618	633	16,985
セグメント利益又は損失()	1,901	48	105	2,055	1	2,054	1	2,056

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない、清掃事業、不動産周辺事業、会員制事業等があります。
 2. セグメント利益又は損失()の調整額1百万円には、セグメント間取引消去3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用2百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、組織変更に伴い、従来「その他」に区分していたPT.FUJITA KANKO INDONESIAは「WHG事業」に変更しております。なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後のセグメント区分で記載しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり四半期純利益	54円50銭	131円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	653	1,669
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	98
(うち、優先配当額(百万円))	(-)	(98)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	653	1,571
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,985	11,985

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月9日

藤田観光株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻 村 茂 樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 早 崎 信

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 宏 章

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている藤田観光株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、藤田観光株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。